

公益財団法人日本健康・栄養食品協会

平成 27 年度第 2 回臨時評議員会議事録要旨

1. 開催場所 公益財団法人日本健康・栄養食品協会 3 階 会議室
2. 開催日時 平成 28 年 2 月 17 日（水）14 時 30 分～16 時 30 分
3. 評議員現在数及び定足数
現在数 22 名、定足数 12 名
4. 出席評議員数 18 名
（出席）大森丘、蒲生恵美、北島秀明、橘本賢次郎、佐藤良也、椎橋良太郎、清水秀樹、白神俊典、末木一夫、宗林さおり、鶴田康則、徳山陽滋、成松義文、埴雅明、笛木弘治、松井睦子、森田邦雄、若尾修司
（欠席）安部俊朗、鈴木恭蔵、原孝博、武藤正樹
（監事出席）西本恭彦、松田紘一郎
（出席理事）下田智久、山口喜久二
5. 議案 第 1 号議案 評議員会議長の選定に関する件
第 2 号議案 役員候補選出委員会委員の選任に関する件
報告事項 協会の運営及び事業について
6. 会議の概要
 - (1) 定足数の確認等
冒頭で事務局長から定足数の充足を確認した。
 - (2) 議案の審議状況及び議決結果
評議員会議長が選定されるまで、森田評議員が仮議長となり、定款第 28 条第 2 項に基づき、議事録署名人 2 名の選出について諮ったところ、橘本評議員と白神評議員を出席評議員全員一致で選出した。事務局から各評議員、監事の紹介の後、審議に入った。
 - ①第 1 号議案 評議員会議長の選定に関する件
議長より議長の選定は定款第 23 条により評議員会で選定することとなっている旨を説明し、推薦者を募ったところ 2 名の推薦があった。
そこで、議長が決を取ったところ 2 名とも過半数に達しなかった。その後、各評議員より各々の意見が述べられたが評議員会の議決は定款で過半数になっているが、今回過半数に達しなかったのは棄権が多かったことによるのもであることから、棄権を少なくする手段として、もう少し時間をおいて再度の評議員会を開催し決する旨の提案が仮議長からなされそのように決した。

②第2号議案 役員候補選出委員会委員の選任に関する件

事務局より、役員候補選出委員会委員の選任に関する件について説明があった。説明によると、協会の理事の任期は2年で、現在の理事は6月の定時の評議員会までとなっている。新理事の選任に当っては、定款31条で役員候補選出委員会が提出する候補者名簿を参考にして、評議員会の決議により選任することになっている。選出委員会は規則の第3条で定めているように、評議員会議長を含む評議員が2名、事務局員が1名、外部委員が2名となっており、評議員会議長が選出委員会の委員長となることが定められている。今回、委員長たる議長を除く4名を評議員会で選任していただきたいということだったが、本日、評議員会議長が審議未了で選定されなかったため、次回新たな評議員会議長が決まった時点で再度議案を提出し選任することとした。

○報告事項

協会の運営及び事業について各担当より資料に基づき報告があった。

本報告に関し、次の意見及び質疑応答があった。

評議員： 定款第5条に特定保健用食品と特別用途食品しか書いていないので、これをもう少し拡充するべきではないか。評議員会のところには、副議長という条項がないが、どのようにしたら設けることができるのか。設ける必要がないのか。私のほうで15日に協会宛てに7項目の質問書を出していて、回答をしてもらえるのかどうか。

事務局長： 定款第5条は機能性表示食品の取扱や栄養機能食品のことも含めどのような表現をするかを検討し定款の変更をしたいということを考えている。副議長については、設置しなければならないということは特に定めがない。設置するとすれば任意設置になる。文書でいただいた7項目の質問については回答させていただく。まず、「健康食品の大半が保健機能食品になっていくのは望ましいという意見がふえているけれども、見解を聞かせてほしい」ということですが、機能性表示制度が始まったばかりで、かつこの制度が全ての健康食品に対して対応する仕組みにはなっていないことから今後、広範な議論が必要だと考えている。私どもとしては、健康食品を消費者に安心して使用していただくための安全品質の確保であるとか、機能についての正しい情報の提供をすることが重要だと考えている。次に、健康食品産業協議会の件について2つほど質問いただいている。まず、①「協会は健康食品産業協議会の会員になっているが、健康食品産業協議会の活動活性化にどのような支援方策を待っているか」という質問だが、御存じのように健康食品産業協議会の中で協会は構成団体の一つである。健康食品産業協議会は法人化を目指しているが、その活動内容は今、詰めている段階だと了知している。活動内容が決まれば、おのずとやることが決まるわけ

だが、支援というよりは会員なので、会員として活動していくという考えだ。②「産業協議会とのすみ分け」に対する考え方が、産業協議会の中で活動構想プロジェクトや種々活動方針を検討していると聞いている。その中でおのずとすみ分けができると考えているが、いずれにしても、協議会とよく連携しながら課題の対応とか事業展開を図っていききたい。最後に、「協会の事業の許諾とか撤退の決定はどうか」だが、先ほどの説明をしたように、定款42条で事業の方針の決定、事業執行の決定は理事会が行うことになっているので、一般には事業計画であるとか予算を理事会に諮ることによって事業の決定をするということになっている。

機能性食品部長： 機能性表示食品制度について、「多様なグループから肯定的あるいは否定的な意見が出されているが、機能性表示食品の届け出の支援を行っている中で、これまで検討された資料の内容が否定的な意見に対して対応できているか」という質問だが、これまで否定的な意見は、主に安全性とか機能性について出されていると理解しており、協会では、先ほど説明したように、安全性に関しては安全性の自主点検認証制度を利用して支援を行っている。機能性に関しては、研究レビューについて、最終的に外部の学識経験者から構成される機能性評価委員会で審議をいただくとしている。今後も、このような取り組みを通じて信頼性を確保して、適切な支援を行っていききたいと考えている。機能性表示食品制度が消費者に十分浸透していないという意見があり、協会として、消費者に普及するための方策を持っているかという質問だが、協会では、これまでホームページやメルマガ等を利用して消費者にも情報の提供を行ってきたが、質問にあったように、この制度の普及、育成のためには、消費者の理解を深めてもらうことが大変重要であると認識しているので例えば、ホームページをさらにわかりやすくするとか、あるいは関連団体とも連携して、消費者への一層の普及を図っていききたいと考えている。

以上をもって議案の審議等を終了したので、16時30分、議長は閉会を宣言し、解散した。